



令和6年度 岩滝小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月30日一部改訂

はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、各学校では児童・生徒の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても児童および学校職員、地域の方々のいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない。」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること。」として広い視野でいじめと向き合い、いじめの問題から逃げずに日々の教育活動を行っている。しかし、極小規模校であるため、人間関係が固定化されがちであるので、授業やその他の学校生活における日々の営みの中で、児童の誰もが安心できる居場所づくりを推進していく。

ここに定める「岩滝小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない。」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。」

（3）学校としての構え

- ・学校の全教職員は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・いじめ等、児童が困った時の相談窓口は、全教職員である。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない。」という意識を、教育活動全体を通じて、全児童に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人ひとりを大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、仲間と関わり合い、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、互いのよさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に安心できる居場所がある。」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

（２）「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた。」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「わからない。」「できない。」という児童の思いを大切にして指導・支援する。
- ・授業場面において、挙手している児童への指名のみならず、挙手がない児童への意図的指名を通して広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

（３）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

（４）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の３点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童が自己存在感をもち続けるための機会や場を設ける
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等について

の指導の充実を図る。

- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かな情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーの役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・「お話タイム」等を活用し、いじめ問題等の相談窓口が一つではないことを児童が認識するよう指導する。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童生徒の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、いじめ問題対策協議会の報告、教育相談に関わる資料といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりする。さらに一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案（自校に限らず）を基に、分析し再発防止のための具体的方策を検討する形で、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を速やかに行う。また、いじめた側の児童が自分の行動と真摯に向き合い反省することができるよう学校は親身になって指導する。同時にいじめを受け

た児童やその保護者の思いを十分に受け止めながら、いじめの問題が長引き双方の児童の心理的安定を阻害することがないように、双方の保護者の理解や協力を十分に得ながら指導・支援に当たる。何よりも児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（５）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会、保護者代表等とのネットワークを大切にする。早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭
学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会、スクールカウンセラー
外部専門家：警察署、児童相談所（必要に応じて）

- ・「東山校区つながりの会」においてもいじめについての情報提供や情報共有を積極的に行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備考
4 月	・ 全家庭に向けた「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 ・ 学校だより、W e b ページ等による「方針」等の発信 ・ 職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・ 高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有 ・ P T A 総会で「方針」や安心安全なネット利用についての説明	・ 「方針」の確認 ・ 児童理解研をばば毎月定期的に行い、児童の様子を常に把握する
5 月	・ 職員研修会（いじめを許さない学級経営、初期対応の仕方） ・ 第 1 回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ※校内関係者のみによる校内委員会は 4 月当初から随時実施	
6 月	・ いじめ未然防止に向けた児童集会（児童会主催によるいじめ防止の取組について） ・ 職員研修会（児童向けネットいじめ研修） ・ 心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	
7 月	・ 職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第 1 回県いじめ調査
8 月	・ 職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・ 高山市児童会サミットに向けた働きかけ	夏季休業中の指導
9 月	・ 前期「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し）と、学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ 高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有 ・ W e b ページ等による取組経過等の報告 ・ 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（前期の取組の評価）	
1 0 月	・ 心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・ 学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・ 学校運営協議会 ・ 「ストップ！いじめ宣言」強化月間	
1 1 月	・ 職員研修会（小規模校特有の人間関係からくるいじめ・一般的ないじめのとらえ方他） ・ 「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組）	
1 2 月	・ 「ひびきあいの日」（児童会による一人一人のよい所の発表） ・ 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	冬季休業中の指導
1 月	・ 職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・ 教職員による次年度の取組計画	
2 月	・ 心のアンケート（記名・無記名選択式）と教育相談の実施 ・ 児童会の取組のまとめ ・ 第 2 回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む、本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・ 学校運営協議会	第 2 回県いじめ調査（国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ
3 月	後期「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（1 年間の評価） ・ 学校だより等による次年度の取組等の説明	

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【対応の方針】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に速やかに説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導・支援に当たる。
- ・保護者との連携の下、反省（謝罪を含む）の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為と真摯に向き合うための指導に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【具体的対応】

- ① いじめの訴え・情報・兆候の察知
- ② 管理職（校長・教頭）への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 双方の保護者への速やかな報告と今後の指導・支援についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者の謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）※いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

注）番号は対応順序ではない。適宜多方面に向けて対応する。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・市教育委員会へ速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。

- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。
- ・岩滝小、東山中学校間で指導や事案に関わる情報を共有し、個人情報保護に配慮して確実に引き継ぎを行う。



一人一人が日々の生活の中で、よいところを見つけて書いた「かがやきカード」